

中部森林管理局分収育林評価委員会
平成25年度（第1回）議事概要

- 1 日 時 平成25年8月9日（金） 13時30分～14時30分
- 2 開催場所 中部森林管理局会議室
- 3 委 員 委員長 石上日出男（弁護士）
委 員 中島義雄（技術士）
委 員 西入悦雄（不動産鑑定士）

事務局 森林整備課長 監査官 分収林係長

4 議事概要

中部森林管理局から分収育林制度における国による持分の買受け価格の算定方法等について説明後、委員による審議の結果、適正に評価されていると判断されました。

委員会の中で出された意見は次のとおりです。

委 員：利用率、市況率、基準価格はどのように決まっているのか。

事務局：利用率は、樹種・材種・胸高直径・樹高別に、調査した立木材積から採材される材積の割合について基準が定められています。

基準価格は、各地域の木材の取引価格を調査し定めますが、木材の取引価格は変動しているため、毎月調査した変動割合により市況率を決定し基準価格を補正しています。

委 員：事業費等に関し搬出方法の選択は合理的なものか。

事務局：搬出方法は、現地の地形等の状況を踏まえ、効率的に搬出ができる方法を選択し、経費を最小にした合理的なものとしています。

委 員：契約時に比べ立木価格が下がっているのか。

事務局：平成元年の契約時に比べるとヒノキ等の山元立木価格（全国平均）は下がっています。

委 員：一人でも販売を希望する方がいる場合はどのように販売するのか。

事務局：区域の立木は、オーナー全ての共有物となっていること、また分収

育林の制度上、一人でも販売を希望するオーナーがいれば販売することとなっています。

委員：契約延長する場合は、何年延長することとなるのか。

事務局：10年間延長することになります。

委員：区域内の立木全てを販売するのではなく、搬出経費が掛かり増しとなる箇所を除いて販売価格を算定できないか。

事務局：区域内の立木は、オーナー全ての共有物となっていることから、全てを販売することを原則としています。

委員：契約ごとの立木だけを販売するのではなく、隣接する契約等を含めて販売したらどうか。

事務局：分収育林の販売・分収については、分収育林契約に定められた分収木に係る持分の割合により、分収木に係る収益を国と分収するとされており、隣接した契約等を含めた場合どちらかの契約に不利益を生じる場合があることから、契約ごとに立木販売することとしています。